

令和5年4月

農 業 委 員 会  
総 会 議 事 録

令和5年4月5日  
武雄市農業委員会

令和5年4月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和5年4月5日（水）  
 （開会）13時30分 （閉会）14時40分

2. 場 所 武雄市文化会館ミーティングホール

3. 農業委員出席状況 出席者18人 欠席者1人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稲富 守		○
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	澤井富二郎	○	
7	中村 一明	○		17	坂口 友久	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	山田 義利	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者

山口和利、小柳 満、差形勝見、西村栄義、荒川宏文、山口恭広、  
 岩瀬源吾、古場邦彦、蒲地哲也、山口忠俊、平原 実、光岡政範、山口 浩、  
 松岡義信、田淵清徳、山田鉄男、下平寅義、樋口英則、鈴山春樹、中原 位、  
 宮原洋昭、平川 香、山口良孝、橋口和彦（以上24名）

5. 協議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 7件  
 議案第2号 農地法第4・5条及び農地法第5条の規定による許可申請 11件  
 議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）  
 議案第4号 農業振興地域内、農用地からの除外について  
 議案第5号 武雄市非農地証明願 4件  
 議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について

6. 議事内容 以降記載

---

《開 会》

---

事務局長        それでは、令和5年4月の農業員会「総会」に入らせていただきます。本日は、13番 稲富委員より欠席の届出があっております。欠席者1名ということで在任委員の過半数以上の出席となっております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは会長、よろしくお願ひします。

会 長            (農業情勢等の報告等については省略)

ただ今から、令和5年4月の武雄市農業委員会総会を開会します。

今回は、議案第1号から第6号までの審議をお願いします。

本日の議事録署名人に、5番 松尾隆博 委員、14番 永石芳彦 委員を指名します。

それでは、議案審議の前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局            3月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長            事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はありませんか。

(なし)

会 長            特に無いようですので、審議事項に入ります。

---

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

---

会 長            それでは、議案第1号を議題とします。

農地法第3条の規定による許可申請が7件提出されています。

この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局            失礼いたします。それでは議案第1号についてご説明させていただきます。資料につきましては、議案書の1ページからになります。

まず、申請番号1番、権利の内容は所有権の移転になっております。

〇〇町の畑1筆、その他1筆 計207.98㎡。譲受人が「市外在住のため、耕作・管理ができない、譲受人が自宅に近く耕作しやすい。」ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、2筆で〇〇円となっております。

申請番号2番、権利の内容は所有権移転、〇〇町の田1筆の466㎡。譲受人が「後継者がいないため譲りたい、譲受人が自宅に近く、耕作しやすい。」ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、協議中ということですので。

申請番号3番、権利の内容は所有権移転、土地は〇〇町にあります田2筆3, 263㎡です。譲渡人が「地権者が市外在住のため、耕作・管理が困難である。譲受人は自宅に近く、耕作しやすい。」ということで申請が提出されています。農地の価格は1筆〇〇円となっております。

続きまして、申請番号4番、権利の内容は所有権の移転となっております。土地は〇〇町の田4筆、畑1筆の面積2, 275㎡です。譲受人高齢で後継者もいないため譲りたい、譲受人が経営規模拡大のため譲り受けたいということです。農地の価格は、5筆〇〇円なっています。

申請番号5番、権利の内容は所有権。土地は〇〇町にあります畑2筆、面積が212㎡です。譲渡人が高齢のため、耕作・管理ができない。譲受人は自宅に近く耕作しやすい。」ということで申請が提出されています。農地の価格は2筆〇〇円となっております。

申請番号の6番、権利の内容については所有権の移転です。土地は〇〇町にあります田1筆、面積1, 549㎡。「譲渡人が高齢で農業機械を所有していないため、耕作・管理ができない。譲受人が長年小作をしているため、今後も耕作・管理をしていく。」ということで申請が提出をされております。土地の価格については、1筆〇〇万円となっております。

申請番号7番、権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積が932㎡です。「譲渡人が農業後継者がいない。譲受人は、現在も耕作している。」ということで、農地の価格は、10a当たり〇〇円となっております。

以上、7件については全て3つの判断基準を満たしていると判断をしております。事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、ありませんか。

会 長 この件について地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 〇〇番委員です。4番は譲渡し人が〇〇で譲受人が〇〇になっているが大丈夫なのか。

事務局 譲受人の方は現在も〇〇に18筆所有し耕作されています。

会 長           ○○委員さん、いいですか。他にありませんか。無いようですので質疑を  
とどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による7件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長           異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による7件  
の許可申請については、許可することに決しました。

————— 《議案第2号 農地法第4・第5条及び第5条の規定による許可申請》 —————

会 長           次に議案第2号、農地法第4条・第5条及び第5条の規定による許可申請  
を議題とします。農地法第4条・第5条及び第5条の規定による許可申請が  
11件提出されています。事務局の説明をお願いします。

事務局           議案第2号についてご説明をさせていただきます。

申請番号1番、権利の内容は所有権の移転になっております。土地につき  
ましましては、○○町の畑3筆、面積が1,044㎡です。申請理由は、「住環境  
もよく、需要が見込まれると判断したので本申請に至った。」ということです。  
工事完了時期は令和5年12月30日となっており、農地区分及び許可基準  
の該当事項につきましましては、資料の方に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号2番、権利の内容は所有権の移転になっております。  
土地につきましましては、○○町にあります田1筆の面積が631㎡です。申請  
理由は「用途地域内でもあり、農地としての利用が難しいので今後のことを  
考えて宅地分譲の申請に至った。」ということです。工事完了時期は令和5年  
5月中旬です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましましては、資料の方  
に記載のとおりでございます。

申請番号3番、権利の内容は所有権の移転になっております。土地は○○  
町にあります畑1筆の面積573㎡です。申請理由は「譲渡人は遠方に住ん  
でおり、○○に戻って居住する意思はない。一方で譲受人は、○○の中心街  
により近く、浸水の影響を受けない土地を探していたので今回の申請に至っ  
た。」ということです。工事完了時期につきましましては許可後2カ月です。始末  
書につきましましては、譲渡し人があまりにも畑があれいたので譲渡す前に整  
地されていたということでそれは事前着工にあたるため始末書を添付しても  
らっています。農地区分及び許可基準の該当事項につきましましては、資料記載  
のとおりでございます。

続きまして申請番号4番、権利の内容は所有権の移転になっております。  
土地は○○町にあります畑1筆の面積273㎡です。申請理由は「現在の住  
まいは2年前の大雨で浸水した。この度、兄より農地を譲受け、嵩上げて  
新築したい。」ということです。工事完了時期につきましましては令和6年3月3  
1日です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましましては、資料記載のと

おりでございます。

申請番号5番、権利の内容は所有権移転になっております。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積が168㎡です。申請理由は「現在会社を経営しており、会社敷地と自宅が隣接しているため、会社、従業員、家族の車が混在し、車の出入りの際、接触事故が幾度もあり、危険な状況です。この度、隣接地を自宅専用の駐車場として申請いたします。」ということで申請が提出をされております。工事完了時期については許可後1週間です。農地区分及び許可基準の該当事項は、資料に記載のとおりです。

続きまして申請番号6番、権利の内容は所有権移転になっております。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積358㎡です。申請理由は「現在、私たち夫婦家族と母と弟の6人で居住しているが、子供の成長に伴い手狭になったため、自宅横の申請地に新築したい。」ということで、工事完了時期につきましては令和5年12月です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

申請番号7番、権利の内容は所有権移転になっております。土地は〇〇町にあります畑2筆の面積113㎡です。申請理由は「譲受人は現在車を5台所有しており、駐車スペースが足りないので確保したい。」ということで、すでに宅地の一部となって越境していたため始末書を添付、工事完了時期については許可後となっております。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号8番、権利の内容は賃借権設置になっております。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積が2㎡です。申請理由は「農地の一部を電柱及び支線等設置用地に転用していた。」ということです。平成30年にすでに設置してあるため始末書を添付、工事完了時期はすでに済んでいるためありません。

申請番号9番、権利の内容は賃借権設置になっております。土地につきましては、〇〇町にあります畑1筆の面積が4㎡です。申請理由は「農地の一部を電柱及び支線等設置用地に転用していた。」ということです。平成28年にすでに設置してあるため始末書を添付、工事完了時期はすでに済んでいるためありません。

申請番号10番、権利の内容は賃借権設置になっております。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積が1㎡です。申請理由は「農地の一部を電柱及び支線等設置用地に転用していた。」ということです。平成28年にすでに設置してあるため始末書を添付、工事完了時期はすでに済んでいるためありません。

申請番号11番、権利の内容は所有権の移転になっております。土地は〇〇町にあります田1筆畑1筆の面積281㎡です。申請理由は「息子夫婦は以前アパートに住んでいたが、水害にあい、現在は同居している。今後家族が増えることも考え、実家近くに息子夫婦の家を新築したい。」ということです。工事完了時期につきましては令和5年10月30日です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。このうち1番の案件については、3月24日に調査委員会を行っておりますので、座長の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長（〇〇番委員）

はい。それでは、調査委員会の報告を行います。令和5年3月24日午後1時30分からB班及び地元農業委員により、武雄市役所3階会議室にて調査委員会を開催し、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請1件について審議しました。申請番号1番「宅地分譲」について代理人より、申請地北側の道路は周辺に居住されている方々が所有する道路になっているが、位置指定道路という誰もが通行できる公衆用道路としての位置づけになっている。また、農地法の許可後に申請人の名義を追加予定としている。との説明がありました。

次に、農地法の申請に伴い提出されている「埋蔵文化財発掘の届出」について質疑があり、代理人より「埋蔵文化財があるかもしれないエリアでの開発行為になるため提出しているもので、今回試掘は行わないことになっている。もし、文化財が発掘されるようなことになればその都度関係機関と協議することになる。」との回答がありました。

以上、質疑等はありませんでしたが申請番号1番の案件について調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。以上、報告いたします。

会 長 ありがとうございます。調査委員会の報告が終わりましたので2番から11番の案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

会 長 特には無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。  
それでは、質疑も無いようですので、質疑をとどめます。  
議案第2号 農地法第4条・第5条及び第5条の規定による11件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

（異議なし）

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第2号 農地法第4条・第5条及び第5条の規定による11件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との

意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

————— 《議案第3号 農用地利用集積事業計画（案）》 —————

会 長 次で議案第3号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画（案）について事務局からの説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。1ページをご覧ください。こちらに「令和5年度第1号利用権設定計画（案）」を記載しています。

2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町、田、新規、1件、2筆、3754㎡。

再設定、3件、5筆、10947㎡。

橘町、田、新規、3件、4筆、4013㎡。

再設定、2件、2筆、9223㎡。

朝日町、田、新規、2件、4筆、10794㎡。

再設定、2件、3筆、4686㎡。

若木町、田、再設定、3件、3筆、3244㎡。

武内町、田、再設定、1件、1筆、1194㎡。

東川登町、田、新規、3件、3筆、7584㎡。

再設定、3件、5筆、3450㎡。

西川登町、田、再設定、2件、5筆、1957㎡。

畑、再設定、1件、5筆、4393㎡。

山内町、田、新規、1件、5となっております。4ページ以降に各町の詳細を記載しています。

また、利用権の解除については、20ページに記載をしておりますので、ご確認ください。

以上、農業経営基盤強化促進法、第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。それでは議案第3号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、議案第3号の質疑をとどめます。  
議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画

(案)については、原案どおり承認することに決しました。

—————《議案第4号 農業振興地域内、農用地からの除外について》—————

会 長 次で議案第4号を議題といたします。「農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見について」、農林課の説明をお願いします。

農林課 失礼いたします。農林課の荒川です。議案第4号につきまして、提案させていただきます。

議案書の1ページをめくっていただきまして農振除外を行う5件の13筆と更にめくっていただき、2ページに5件の概要を記載しております。その後それぞれの字図、計画平面図をつけております。2ページをご覧ください。申請番号1番ですが除外目的が植林となっておりますが、これはすでに植林済となっております始末書添付となっております。5番は〇〇の植林となっておりますが現地在が荒廃農地で確認が出来なかったため植林でした対応できなかったものです。その他の申請については提出書類及び現況について特に問題ありませんでした。この5件につきましては、農林課としては、農振除外の5要件を満たしていると判断をいたしまして、受付をした案件でございます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 農林課の説明が終わりました。それでは議案第4号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようでございますので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。議案第4号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することに決しました。

—————《議案第5号 武雄市非農地証明願申請》—————

会 長 次で議案第5号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について4件の証明願が提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

**事務局** 失礼します。それでは、議案第5号について御説明をさせていただきます。  
議案書の8ページをお開きください。  
申請番号1番、土地は〇〇町にあります畑3筆664㎡です。亡所有者は10年ほど前から入退院を繰り返し、その間全く耕作していなかった。申請地は隣地に池沼があるため水はけが悪く鳥獣被害もあり、農地としての復元は困難である。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該当するものであると判断をしております。  
申請番号2番、土地は〇〇町にあります畑1筆463㎡です。現在、〇〇市に居住しており、申請地近くに知り合いもなく放置状態である。60年以上耕作しておらず雑木や竹が生い茂っている。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該当するものであります。  
続いて申請番号3番、土地は〇〇町にあります畑6筆5855㎡です。30年以上前から耕作しておらず、雑木や竹が生えている。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該当するものであります。  
申請番号4番、土地は〇〇町にあります田2筆1532㎡です。40年前から耕作しておらず雑木林状態になっている。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該当するものであります。  
事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

**会 長** 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

**会 長** 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

**会 長** 意見も無いようですので、質疑をとどめます。  
議案第5号、4件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

**会 長** 異議なしと認めます。  
よって、議案第5号 武雄市非農地証明4件について原案どおり証明することに決しました。

———《議案第6号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正について》———

**会 長** 次に議案第6号を議題といたします。「農地等の利用の最適化の推進に関する

る指針」の修正について」事務局の説明をお願いします。

## 事務局

議案第6号、武雄市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更についてご説明いたします。

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会は「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、作成が努力義務から必須へと変わり、必ず作成しなければならないこととなりました。

指針には、最適化の推進活動をする際の目標や方法を示していましたが、更に目標の達成状況の評価の方法を示すように変更されています。

また、この指針を作る際には、推進委員の意見を聞かなければならないとされており

今回の変更は、当初が平成30年に作成し3年毎に見直しを行う事とされており、本来、令和3年に見直しするべきところをしていなかったため、令和3年（2021年）4月を現状として修正変更を行っております。

事務局案をご説明しますと、1ページには「第1 基本的な考え方」を書いております。現状の分析として、武雄市内では、集落営農が市内全域で営まれているものの、農業者の高齢化、後継者不足などが課題であること、また、中山間地域では遊休農地の発生が見受けられること、などを現状分析として挙げております。

次に2から4ページには、「第2 具体的な目標と推進方法及び評価方法」を書いております。まず、2ページは、「遊休農地の発生防止・解消について」書いております。カッコ1の「遊休農地の解消目標」ですが、現在、遊休農地が29.1haあり、遊休農地割合が1.0%となっています。これを遊休農地解消のため毎年3ha ずつ減らしていき、2027年4月には0.4%まで下げたいという目標数値を設定しています。

カッコ2の「具体的な推進方法」として、①農地パトロールの実施 ②利用意向調査の実施 ③非農地判断 以上3点を挙げております。

カッコ3の「遊休農地の発生防止・解消の評価方法」として、県の例文に沿って毎年の「最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりにしております。

次の3ページには、「担い手への農地利用集積について」記載しています。カッコ1の「担い手への農地利用集積目標」ですが、現在の農地集積率は74.1%です。これを目標である2027年4月には、県の目標と同じ80%まで引き上げるという目標を設定しております。

カッコ2の「具体的な推進方法」として、①地域における農業者への話し合いの場への参加 ②農地の出し手と売り手への利用調整 ③利用権設定の促進 ④農地中間管理機構との連携 以上4点を挙げております。

次の4ページは、「新規参入の促進について」書いております。

カッコ1の「新規参入の促進目標」は、2020年2021年と12経営体が就農されています。今後についてもトレーニングファームや畜産養鶏の継承者や米麦・キュウリなどの承継が見込まれ12経営体の維持を目

標としております。

カッコ2の「具体的な推進方法」として、①関係機関との連携による就農希望者の把握 ②農地の利用調整 ③フォローアップ活動 を挙げております。最後の5ページには「第3 地域計画の目標を達成するための役割」を県の例文に沿って掲載しております。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第6号につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思っております。何かございませんか。

〇〇番委員 地域計画の目標達成のところで5年10年後の計画を作れと言われ、今作っている80歳前後の人で後継者がいない人に5年10年後も作りますかとは聞きにくいし、若い人に作らせるというのが土地が飛び飛びになってしまう恐れがある。我々がどうやってかかわっていけばいいのか事務局に聞きたい。

事務局 地域計画については、市全体の計画であり農業委員会は目標地図の素案作りを担っております。地図につきましては、5年10後の意向を踏まえた地図ですがどうしても今は分からないというところもあると思われるのでそこは白地でそのままにしておき、計画見直しの時点で修正をかけるようにと国が示していますので、今わかる分をまずは作ってほしいということです。よろしくお願いいたします。

会 長 他にありませんか。意見も無いようですので議案第6号の質疑をとどめます。議案第6号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正について、原案どおり修正することにご異議ございませんか

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第6号は承認されました。

---

《 閉 会 》

---

会 長 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案・報告等については、すべて終了しました。これをもちまして、令和5年4月の農業委員会総会を終わります。